

入 札 説 明 書

令和 7 年 8 月 29 日
狭 山 市 教 育 委 員 会
生涯学習部教育施設管理課

- 1 工 事 名 称 狭山市民総合体育館受水槽改修工事
- 2 工 事 場 所 狭山市柏原 555 番地
- 3 工 期 契約日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- 4 工 事 概 要 市民総合体育館の受水槽改修工事
 - ・鋼板製受水槽（36 t）及び揚水ポンプ（2 台）撤去
 - ・ステンレス製受水槽（24 t）及び揚水ポンプ（2 台）新設
 - ・その他、上記に伴う配管、電源及び計装設備の更新一式
- 5 見積用設計図書 設 計 図 表紙共 9 枚
参考数量書 表紙共 10 枚
- 6 設計図書等に関する質問回答
 - 質問方法 質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。
 - 受付日時 令和 7 年 9 月 3 日（水） 午前 10 時まで
 - 回答方法 質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。
 - 回答日時 令和 7 年 9 月 8 日（月） 午前 10 時から
- 7 工 事 場 所 の 管 理 運 営
 - ・工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
 - ・工事の実施に際しては、市担当者と十分連絡調整を図り実施すること。
 - ・搬入路及び周辺道路においては、関係部所と十分協議し、誘導員を適切に配置するなど、利用者の通行や駐車に支障が出ないよう十分な安全対策を講じること。
 - ・道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
 - ・施設の運営に支障がないよう工事を行うこと。

8 そ の 他

- ・落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- ・本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い」の対象とする。